

開発委員会及び各部会 今年度活動概要

(1) 建築行政共用データベースシステムの概要

建築行政共用データベースシステムとは、建築士及び建築士事務所等の登録情報並びに住宅・建築物のストック情報等を総合的に管理、提供が可能なデータベースシステムで、国の補助（10/10）により、平成19年度から平成21年度までの3カ年をかけて構築する予定。

建築行政共用データベースシステムは、次のサブシステムから構成し、必要に応じ(仮称)総合管理センターを通してデータのやり取りを行う。

- 建築士・事務所登録閲覧システム
- 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 通知・報告配信システム
- 道路情報登録閲覧システム
- 建築基準法令データベース

(2) 主な経過

平成19年

- | | |
|--------|--|
| 7月 5日 | 開発委員会（委員長：東大 野城教授）を設置
全体構成のイメージにより、基本的な開発方針の了承
開発委員会の下に各システムを検討する5部会 |
| 7月26日 | 連絡協議会（会長：東京都 福島技監）を設置
第1回連絡協議会総会（設立総会）
特定行政庁及び指定確認検査機関各々6割が参画。全体
構成のイメージを説明。 |
| 7月～ | 5部会の活動
○企画調整部会： 4回実施
○建築士・事務所部会： 8回実施
○台帳・閲覧部会： 8回実施
○データ配信部会： 7回実施
○道路情報部会： 7回実施 |
| 9月11日 | 第1回幹事会 |
| 11月 1日 | 第2回幹事会 |
| 11月 9日 | 第2回連絡協議会総会
各システムの検討状況と今後のスケジュール等を説明 |
| 12月11日 | 第3回幹事会 |

平成20年

3月26日 第2回開発委員会

3月27日 第3回連絡協議会総会

(3) 関連業務の調査等

No	業務名	業務の内容	関連する 部会
1	構造方法等の大臣認定データベースの基本要件等の検討業務	構造方法等の大臣認定データベース（以下「大臣認定DB」という）の基本要件に関する検討を行うとともに、機能検証やユーザー評価を目的とした大臣認定DBプロトタイプを作成	企画 調整
2	建材データベース検討業務	建築等に係る各時点で必要な建材等の情報が一元的に検索可能で、かつ、使用された建材等の設置情報が追跡可能なデータベースを構築することにより、建築主を含めた建築関係者の作業効率の向上及び信頼性の向上を図ることを目的とし、建築行政共用データベースの大臣認定データベースや法令等データベースと連携した、データベースの構築に係る調査・検討 ○JIS, JAS規格票DBの構築 ○建材等の認証及び認証のための試験、評価に関すること ○確認検査の業務及び検査に関すること ○トレーサビリティ管理システムに関すること	企画 調整
3	確認申請図書保存についての調査業務	建築確認申請図書の保存の状況と今後の特定行政庁、指定確認検査機関の対応について、全国の特定行政庁、指定確認検査機関にアンケート調査を行い、建築確認申請図書の保存の方策について検討を行った。	企画 調整
4	審査請求案件等のデータベース化に関する調査	こうした背景を踏まえ、本調査は、建築基準法法令データベース化の予備調査として、審査請求・再審査請求案件や建築基準法関連訴訟案件、建築基準法許可等案件のデータベース化を予定している対象案件についての情報を補足するとともに、データベース化にかかるコストの試算、データベース化のイメージ等について、整理した。 データベース化の対象とする事案の候補 ○審査請求案件 ○再審査請求案件 ○基準法関連訴訟案件 ○基準法許可等案件（48条許可等、個別の高いものを対象とする）	
5	遊戯施設の保守管理状況等に関する調査業務等	去る5月5日に発生した大阪府下の遊園地のコースターにおける死亡事故を受けて、全国に設置されている遊戯施設の安全管理の状況等の実態の把握を行い、現在構築中の建築行政共用データベースシステムのサブシス	台帳 閲覧

No	業 務 名	業 務 の 内 容	関連する 部会
		テムである「台帳・帳簿登録閲覧システム」の管理項目の検討を行う基礎資料とした。	
6	特殊建築物等の定期調査に関する現状及び台帳管理項目等に係る調査	住宅・建築物のストック情報等を総合的に管理、提供できるデータベースシステムを構築するために必要な特殊建築物の定期報告の法第12条第7項に規定する台帳項目、定期報告事務を行っている地域法人からのデータの集積方法及び、建築物台帳との連携方法についての検討を行い、建築行政共用データベースシステムの台帳帳簿・閲覧システムの基礎資料とした。	台帳 閲覧
7	建築設備、昇降機の定期調査に関する現状及び台帳管理項目等に係る調査	住宅・建築物のストック情報等を総合的に管理、提供できるデータベースシステムを構築するために必要な建築設備、昇降機の定期報告の法第12条第7項に規定する台帳項目、定期報告事務を行っている地域法人からのデータの集積方法及び、建築物台帳との連携方法についての検討を行い、建築行政共用データベースシステムの台帳帳簿・閲覧システムの基礎資料とした。	台帳 閲覧